

農協と独占禁止法（別冊）

～過去の事件の紹介～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和4年1月版

はじめに

この資料の目的

- この資料は『農協と独占禁止法～農業関係各位の独占禁止法コンプライアンスのために～』（本編）の別冊で、本編の理解を深めることを目的としています。

この資料の特徴

- この別冊は、本編で解説している不公正な取引方法等を用いたとして問題とされた、農協等による独占禁止法上の実際の事件を紹介しています。
- 各事件ごとに、誰のどのような行為が、不公正な取引方法のどの類型に該当するとされたのかについて、事件の概要に加えて、事件の構造を把握しやすいようにイメージ図を用いて説明しています。
- 不公正な取引方法の法律上の要件（定義）やそれを用いた場合にはどのような法的措置を受けるかなどについて解説している本編の関連ページ数を、各事件ごとに記載しています。

御活用にあたって ～本編も併せて御参照ください～

- この別冊で紹介している各事件で問題となった行為類型と、その行為類型について解説している本編のページを相互に参照することで、実務上、どのような行為がなぜ不公正な取引方法とされるのか、どのようなことがポイントとなるか、といった、独占禁止法のエッセンスを身に付けていただければ幸いです。
- 本編ではこの他、法務担当者等専門家向けの応用論点、相談制度、研修会等についても紹介しています。

目次（農協関係の法的措置，警告等事件）

事件名	措置内容(措置年月日)	行為類型	ページ
あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件	警告(令和元年7月3日)	拘束条件付取引	7, 8
大分県農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成30年2月23日)	取引条件等の差別取扱い	9, 10
阿寒農業協同組合に対する件	注意(平成29年10月6日)	優越的地位の濫用	11, 12
土佐あき農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成29年3月29日)	拘束条件付取引	13, 14
大分大山町農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成21年12月10日)	拘束条件付取引	15, 16
土幌町農業協同組合に対する件	警告(平成18年7月21日)	拘束条件付取引	17～20
京都農業協同組合に対する件	警告(平成18年7月14日)	拘束条件付取引	21, 22
八代地域農業協同組合に対する件	警告(平成17年3月1日)	排他条件付取引	23, 24
全国農業協同組合連合会に対する件	警告(平成12年2月25日)	不当廉売	25, 26
鳥取中央農業協同組合に対する件	勧告審決(平成11年3月9日)	拘束条件付取引	27, 28
宮崎中央農業協同組合に対する件	警告(平成11年2月12日)	拘束条件付取引	29, 30
山口県経済農業協同組合連合会に対する件	勧告審決(平成9年8月6日)	拘束条件付取引	31, 32
農業協同組合連合会12名に対する件	警告(平成6年3月3日)	拘束条件付取引又は優越的地位の濫用	33, 34
全国農業協同組合連合会に対する件	勧告審決(平成2年2月20日)	取引拒絶, 拘束条件付取引, 優越的地位の濫用	35, 36
福井県経済農業協同組合連合会に対する件	排除措置命令(平成27年1月16日)	私的独占	37～40
山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	警告(平成26年9月11日)	不当な取引制限	41～44
株式会社百十四銀行ほか5社に対する件	勧告審決(平成16年7月27日)	不当な取引制限	45, 46
(参考)JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件	警告(平成22年7月14日)	事業者団体の禁止行為	47, 48

目次（優越的地位の濫用事件）

事件名	措置内容(措置年月日)	行為類型	ページ
日本トイザラス株式会社に対する件	排除措置命令・課徴金納付命令 (平成23年12月13日)	優越的地位の濫用	51, 52
[再掲]阿寒農業協同組合に対する件	注意(平成29年10月6日)	優越的地位の濫用	11, 12
[再掲]農業協同組合連合会12名に対する件	警告(平成6年3月3日)	拘束条件付取引又は 優越的地位の濫用	33, 34
[再掲]全国農業協同組合連合会に対する件	勧告審決(平成2年2月20日)	取引拒絶, 拘束条件 付取引, 優越的地位 の濫用	35, 36

事例の選定に当たっては、以下の点を考慮しております。

- ① 農協関係の法的措置, 警告等事件のうち、『農協と独占禁止法』の理解を深めるために有用と思われるもの
- ② 優越的地位の濫用事件のうち、『農協と独占禁止法』の理解を深めるために有用と思われるもの

※ 資料中の固有名詞については、分かりやすさのため、略称等を用いている場合があります。

本資料中でいう「農協」とは、単位農協及び農業協同組合連合会を指します。

※ 各事件の概要説明頁内にある実線の四角で囲まれた頁数は、当該事件で問題となった行為類型を説明しているなどの本編の関連頁数を指します。

農協関係の法的措置, 警告等事件

あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件 (令和元年7月3日 警告)

～独占禁止法第19条(不公正な取引方法第12項[拘束条件付取引]に該当)に違反するおそれ～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏は、平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑いのある事実が認められた。

部会員との間で

- 1 あきた北農協の指定する出荷先以外へのお荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農協の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨
- 2 前記1に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨

等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で

- ・ 前記1の出荷先を本家比内地鶏に限定する
- ・ 前記1の導入計画における雛の数量を本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する

などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。



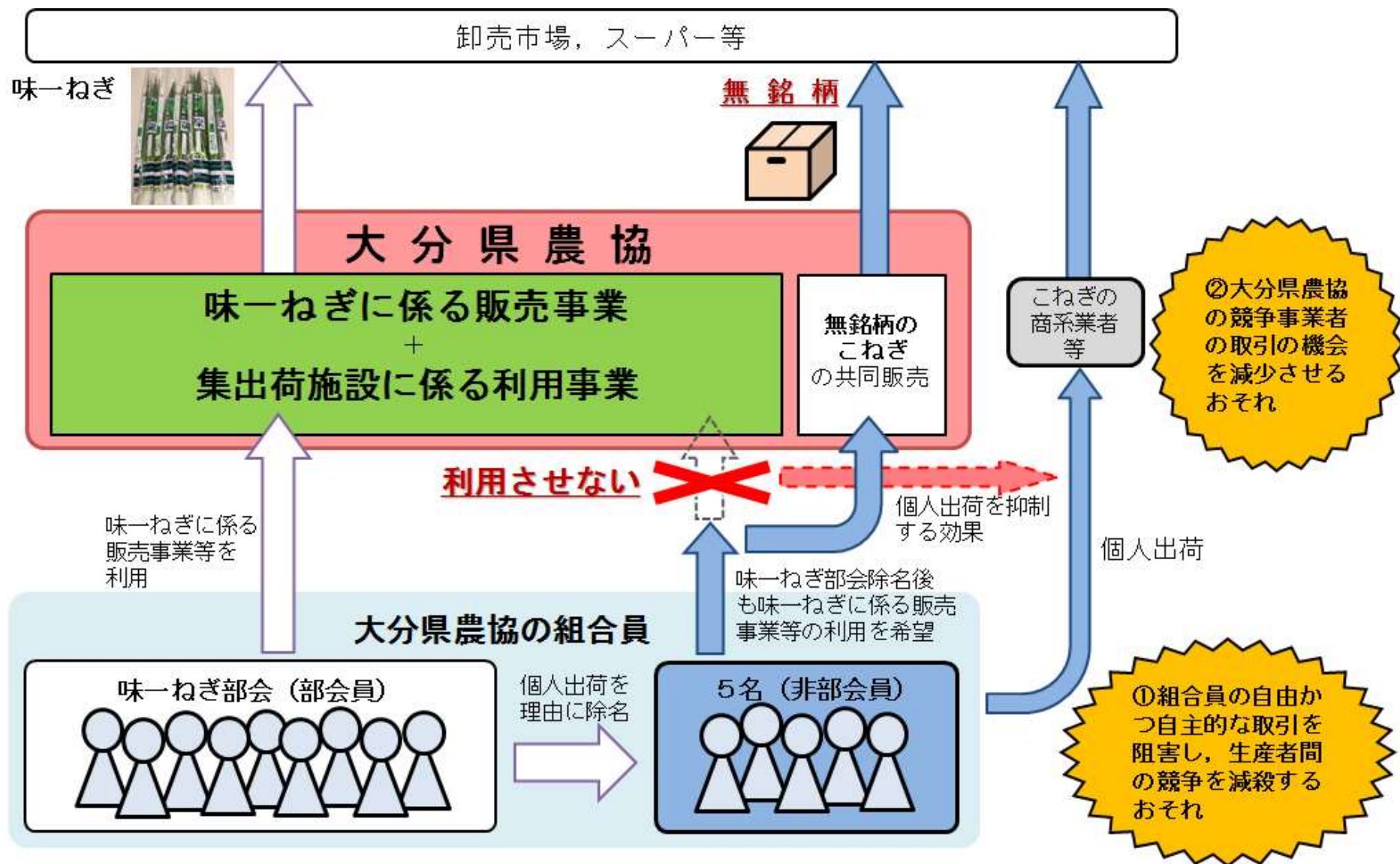
大分県農業協同組合に対する件（平成30年2月23日 排除措置命令）

～独占禁止法第19条（不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕に該当）に違反～

本編 16,42 頁

<概要>

大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。



阿寒農業協同組合に対する件(平成29年10月6日 注意)

～独占禁止法第19条(同法第2条第9項第5号ハ[優越的地位の濫用]に該当)違反につながるおそれ～

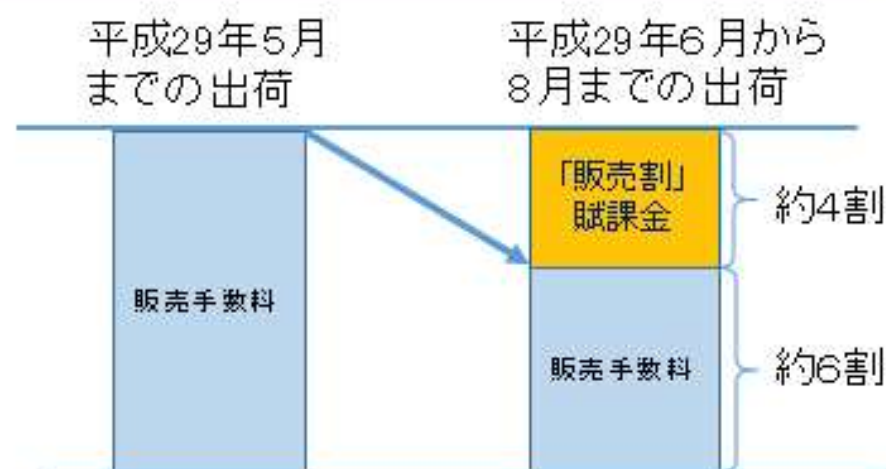
本編 23,45,55,62頁

<概要>

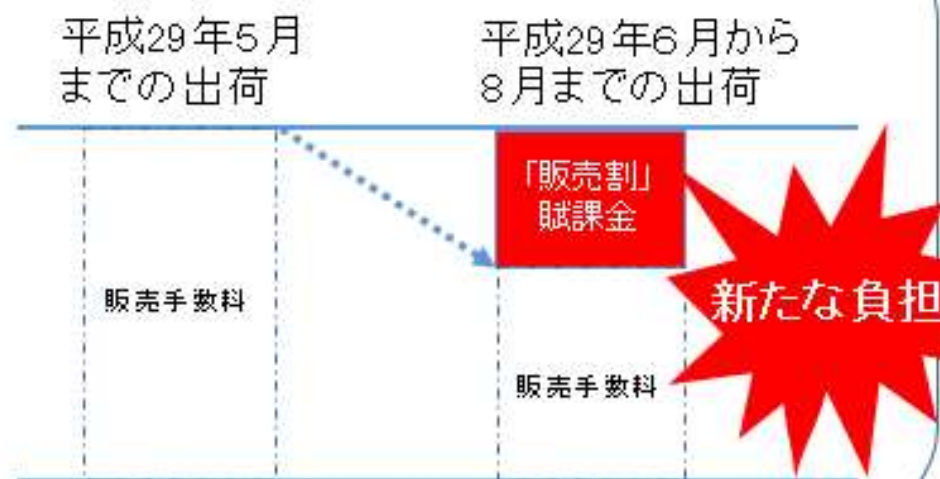
阿寒農協は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、阿寒農協は、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた、「販売割」と称する賦課金を徴収すること及び組合員が阿寒農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することを総会において決議し、これにより、阿寒農協は生乳について、阿寒農協以外へ出荷を開始した組合員に対し、出荷した数量の報告を求め、賦課金を徴収した。

これは自らに農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、阿寒農協以外へ出荷を行う組合員に対しては、出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付けるものとなっているものであり、このような阿寒農協の行為は、独占禁止法第19条の規定の違反(優越的地位の濫用)につながるおそれがある。

<阿寒農協への出荷>



<系統外出荷>



土佐あき農業協同組合に対する件（平成29年3月29日 排除措置命令）

～独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部（集出荷場ごとに組織された生産者団体）から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

- 1 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。
- 2 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。
- 3 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

支部員等

組合員

販売委託

土佐あき農協

商系三者

土佐あき農協は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員等に限定していたところ

【拘束条件付取引】

自ら以外の者になすを出荷することを制限する次の条件を付けて、組合員からなすの販売を受託していた

- ・土佐あき農協以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者から、なすの販売を受託しないこと
- ・支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等及び罰金等を収受すること

制限

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系三者が組合員と取引をする機会が減少することとなる

大分大山町農業協同組合に対する件(平成21年12月10日 排除措置命令)

～独占禁止法第19条(平成21年改正前の不公正な取引方法第13項[拘束条件付取引]に該当)に違反～

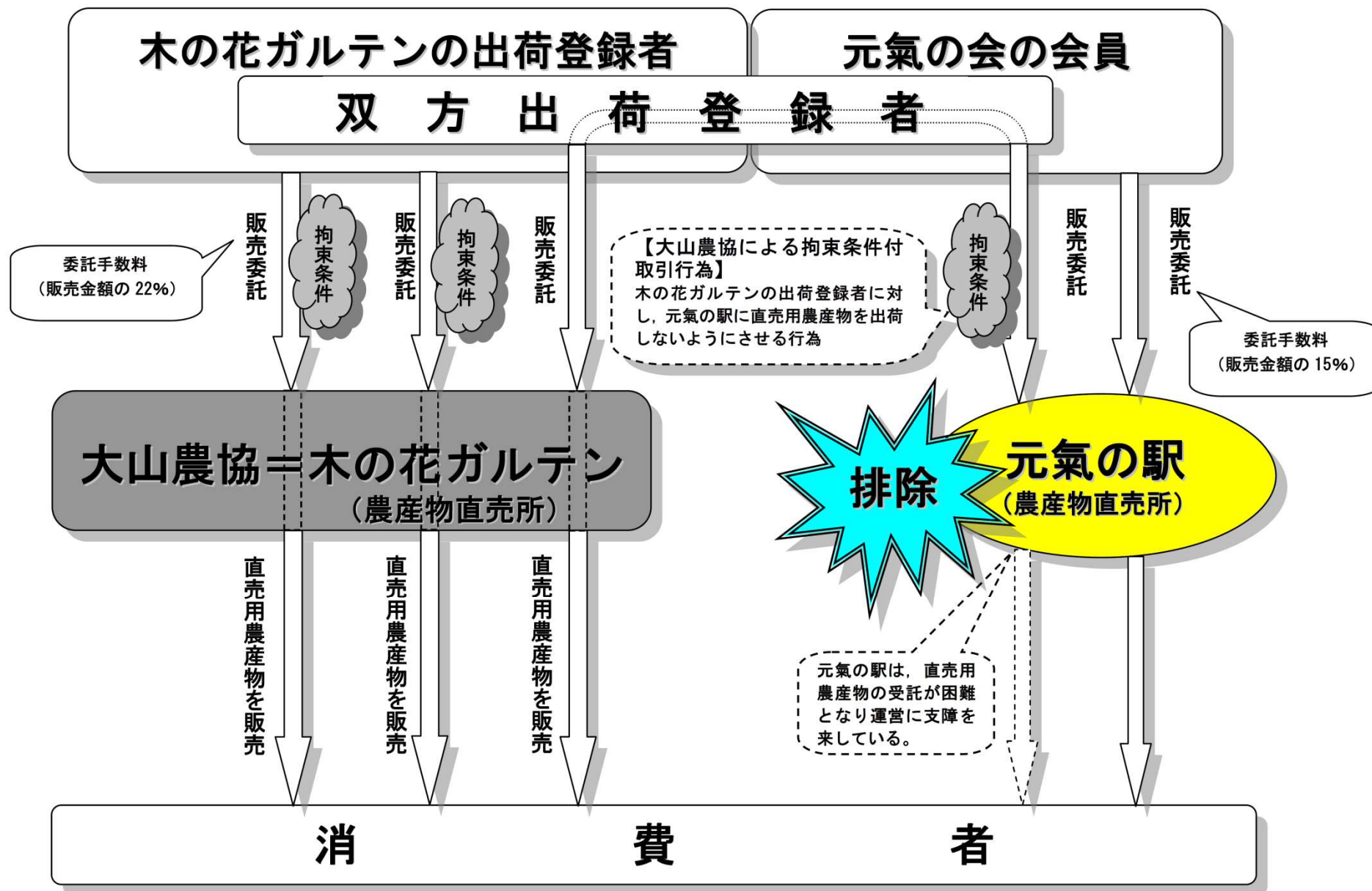
本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

大分大山町農業協同組合は、大分県日田市(以下「日田市」という。)等において「木の花ガルテン」と称する農産物直売所(以下「木の花ガルテン」という。)を運営し、木の花ガルテンの出荷登録者が木の花ガルテンに出荷した直売用農産物の販売を受託しているところ、日田市内において「日田天領水の里元氣の駅」と称する農産物販売所(以下「元氣の駅」という。)が営業を開始したことから、木の花ガルテン大山店の販売金額の減少を防ぐため、平成21年4月1日に開催した臨時理事会において、

- 1 木の花ガルテン及び元氣の駅出荷登録者(以下「双方出荷登録者」という。)に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせること
- 2 その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れること

を内容とする基本方針を決定し、当該基本方針に基づき、双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。



士幌町農業協同組合に対する件（平成18年7月21日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

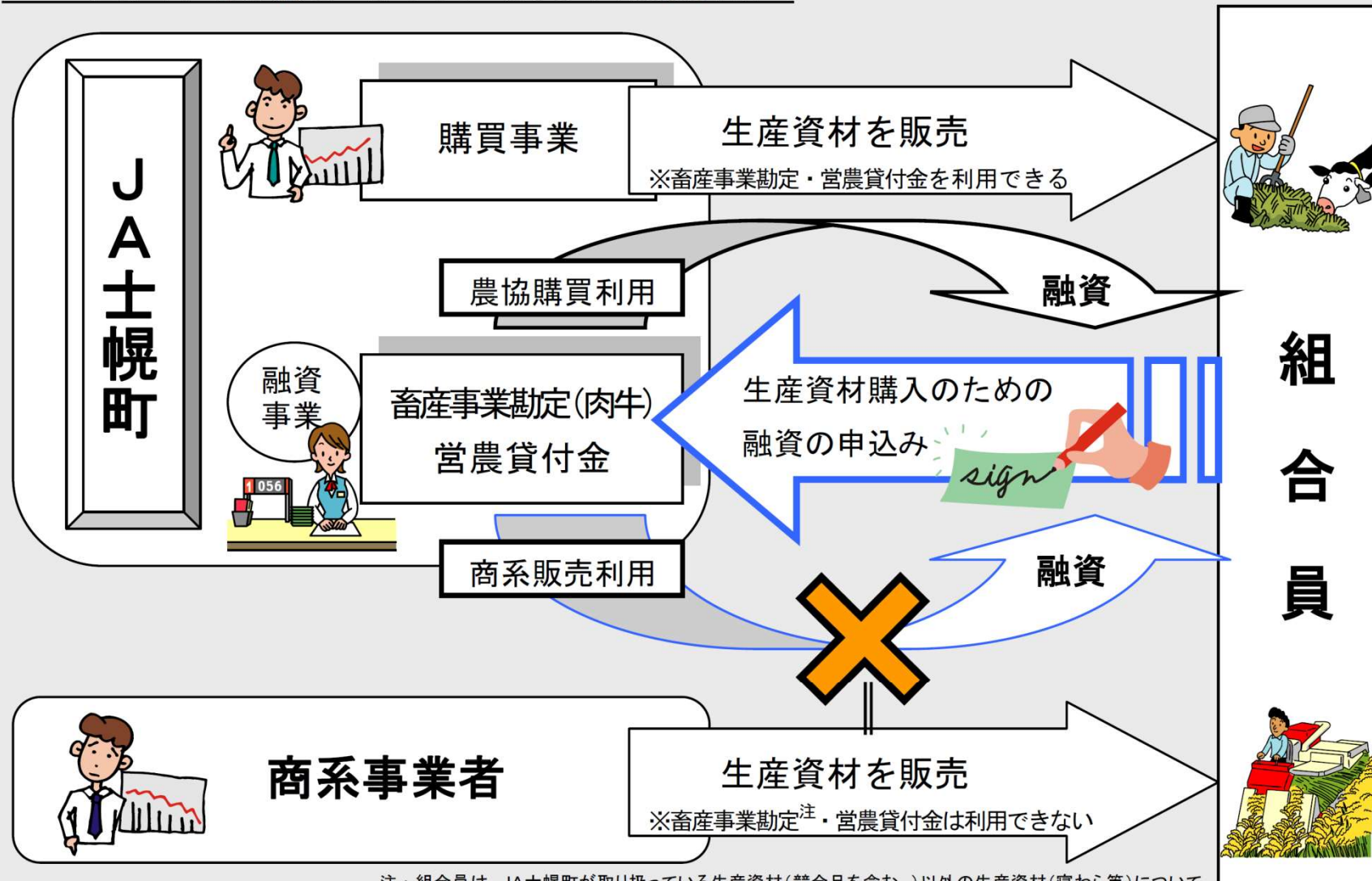
JA士幌町は

1 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとすること

2 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする

としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑いのある事実が認められた。

1 畜産事業勘定（肉牛）及び営農貸付金



注：組合員は、JA士幌町が取り扱っている生産資材（競合品を含む。）以外の生産資材（寝わら等）については、支払依頼書を使用し、JA士幌町から融資を受け、直接、商系事業者から購入することができる。

士幌町農業協同組合に対する件（平成18年7月21日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

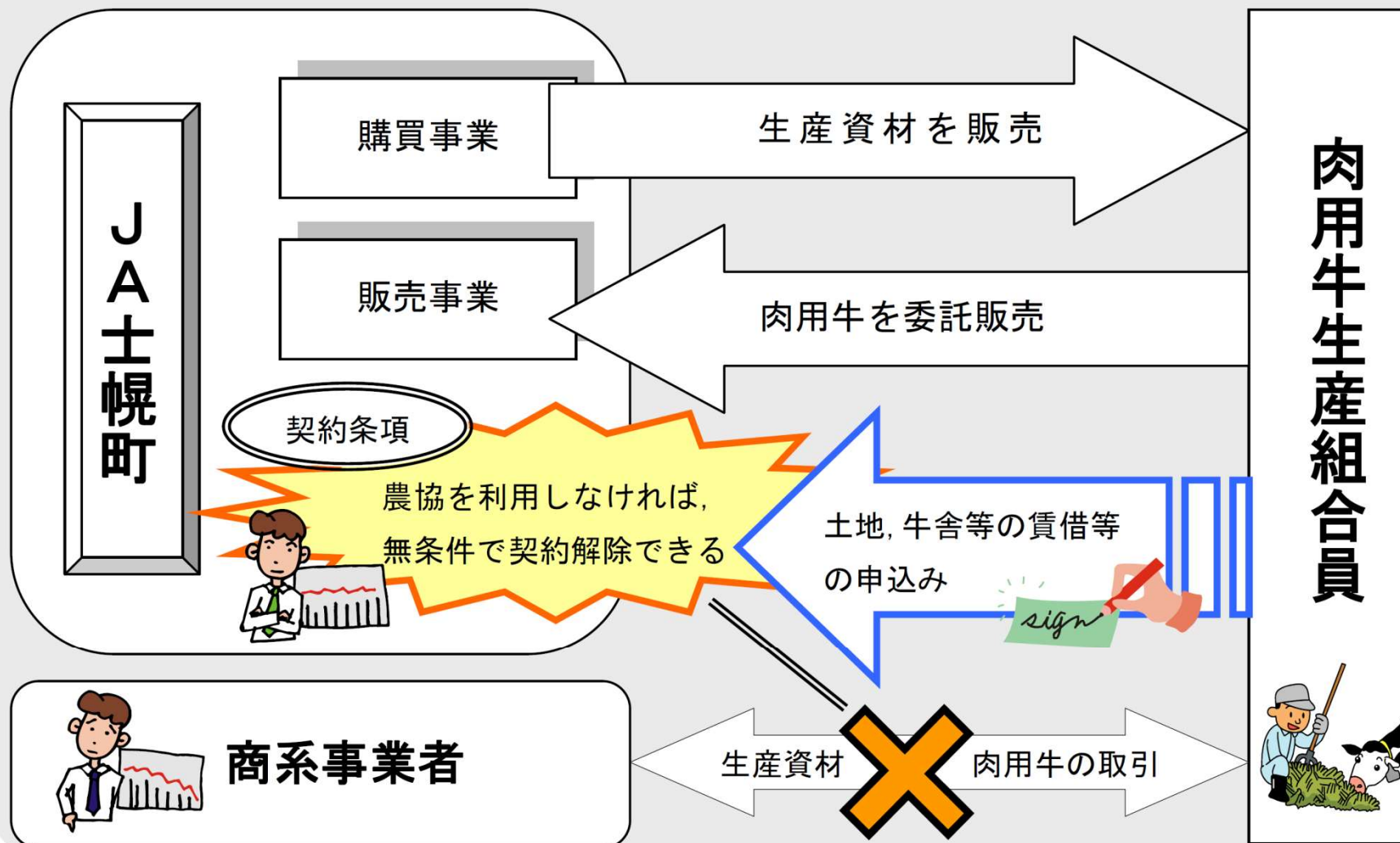
<概要>

JA士幌町は

- 1 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする
- 2 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする

としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑いのある事実が認められた。

2 土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約



京都農業協同組合に対する件（平成18年7月14日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

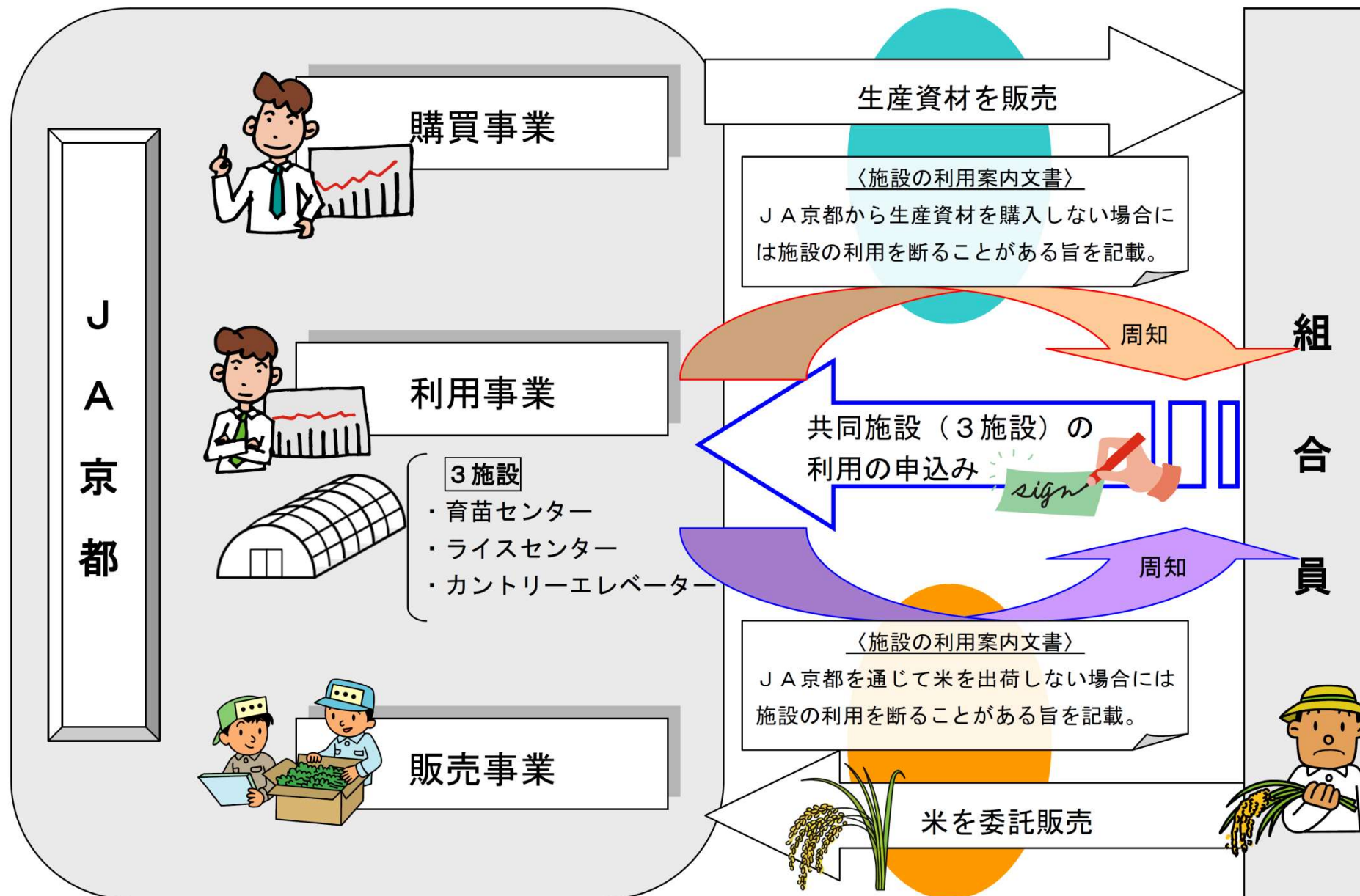
本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

JA京都が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）

- 1 JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた
- 2 JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた

疑いのある事実が認められた。



八代地域農業協同組合に対する件（平成17年3月1日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

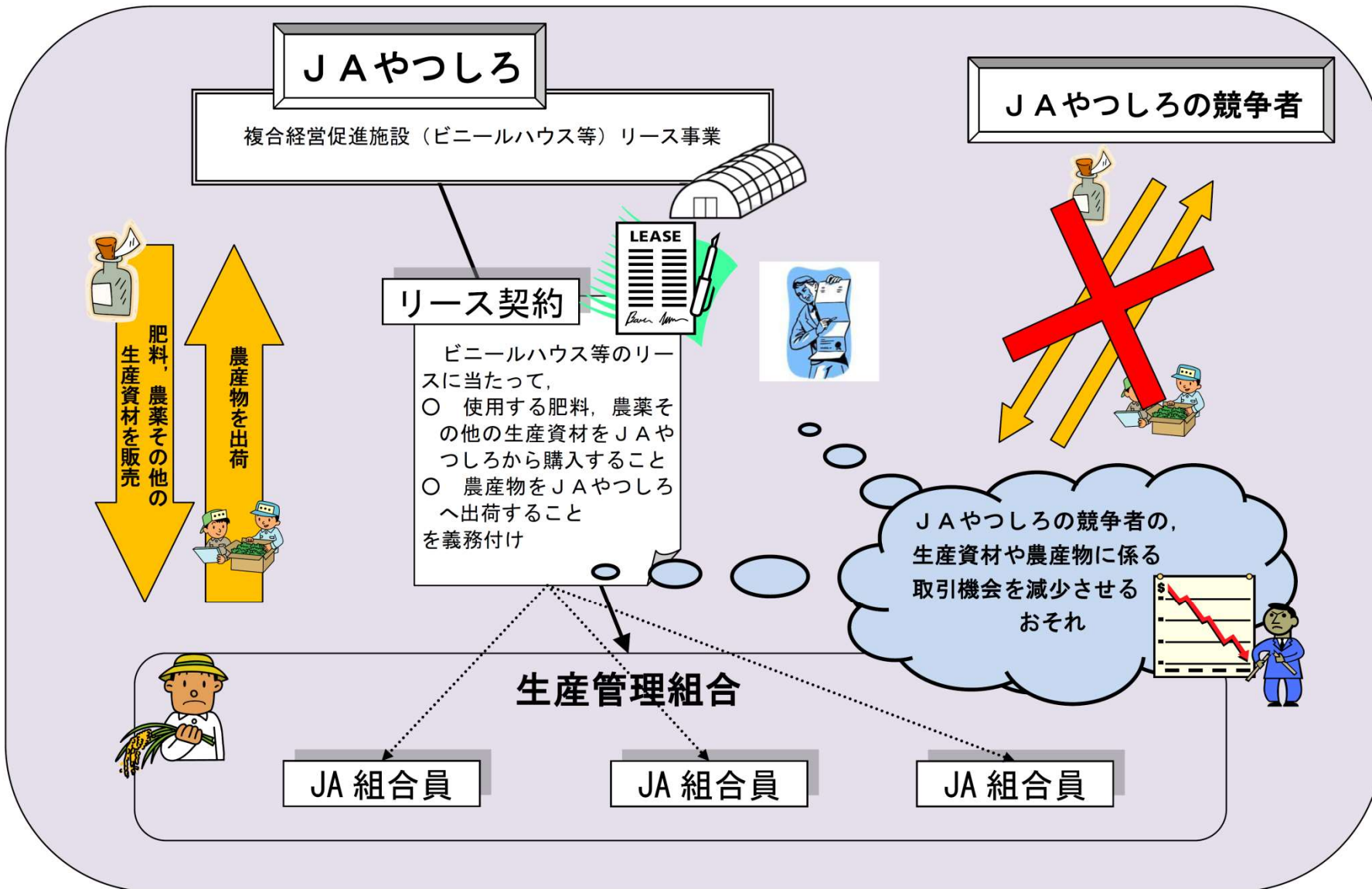
本編 20,31～34,38,40,41,47,53,64頁

<概要>

JAやつしろが、自らが事業主体となっていて行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合（組合員がリースを受けるために3戸以上で結成したもの。）及びJAやつしろの組合員に対し

- 1 使用する肥料，農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること
- 2 農産物をJAやつしろへ出荷すること

を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせる疑いのある事実が認められた。



全国農業協同組合連合会に対する件（平成12年2月25日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕に該当）に違反するおそれ～

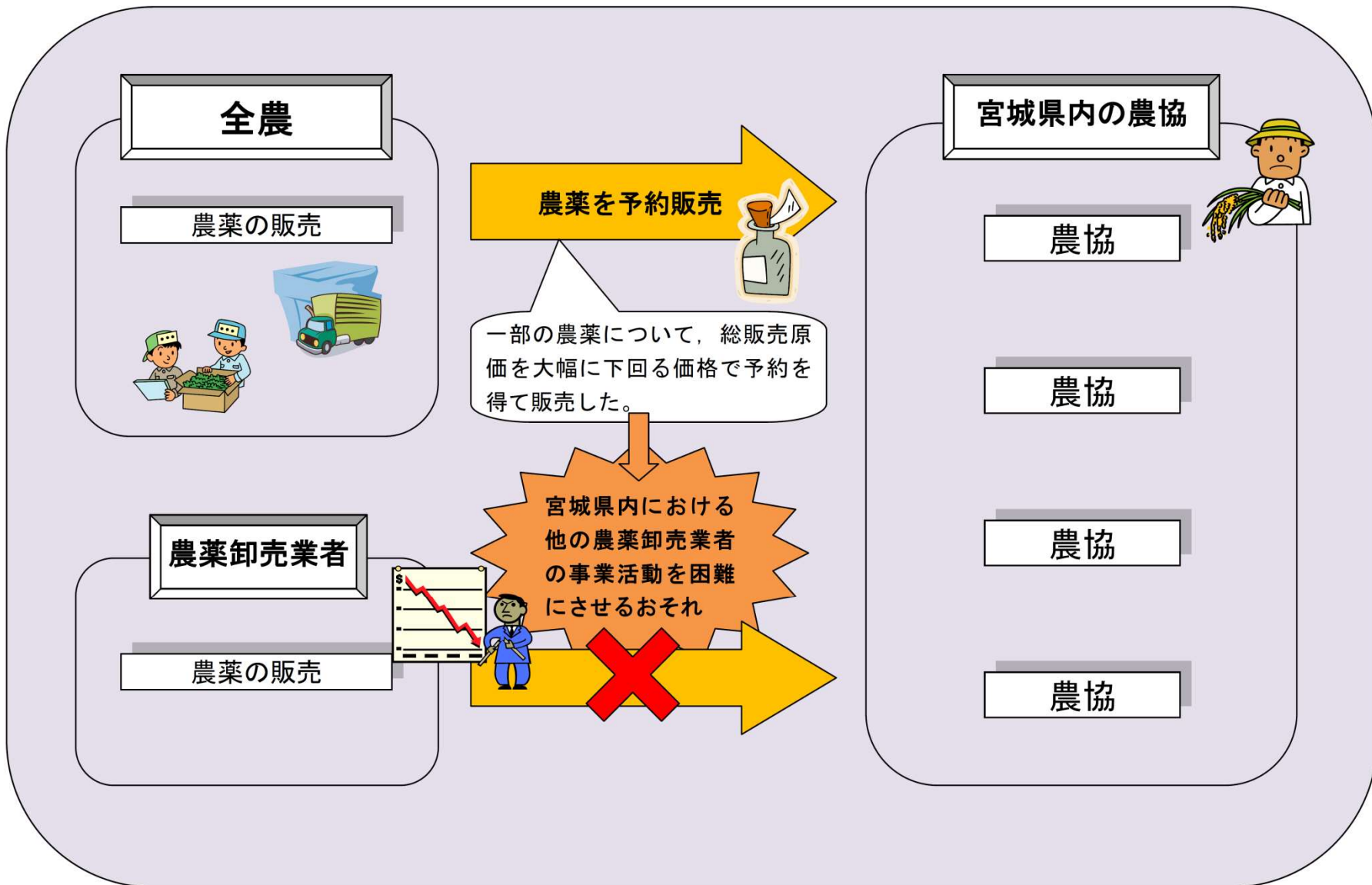
本編 18,49頁

<概要>

全農は、全農宮城県本部において、平成11農薬年度（平成10年10月～同11年9月）における農協向け農薬販売額の拡大を図るため、他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い、主要な農協との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売した事実が認められた。

なお、その後、全農は、予約販売数量を確保しつつ、前記農薬の販売価格を引き上げた。

※ 総販売原価：総販売原価とは、廉売対象商品の供給に要するすべての費用を合計したものであり、通常の製造業では、製造原価に販売費及び一般管理費を加えたもの、通常の販売業では、仕入原価に販売費及び一般管理費を加えたものである（不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月18日公正取引委員会）3（1）（ウ）（注2）より抜粋）。本編47,48頁も参照。



鳥取中央農業協同組合に対する件（平成11年3月9日 勧告審決）

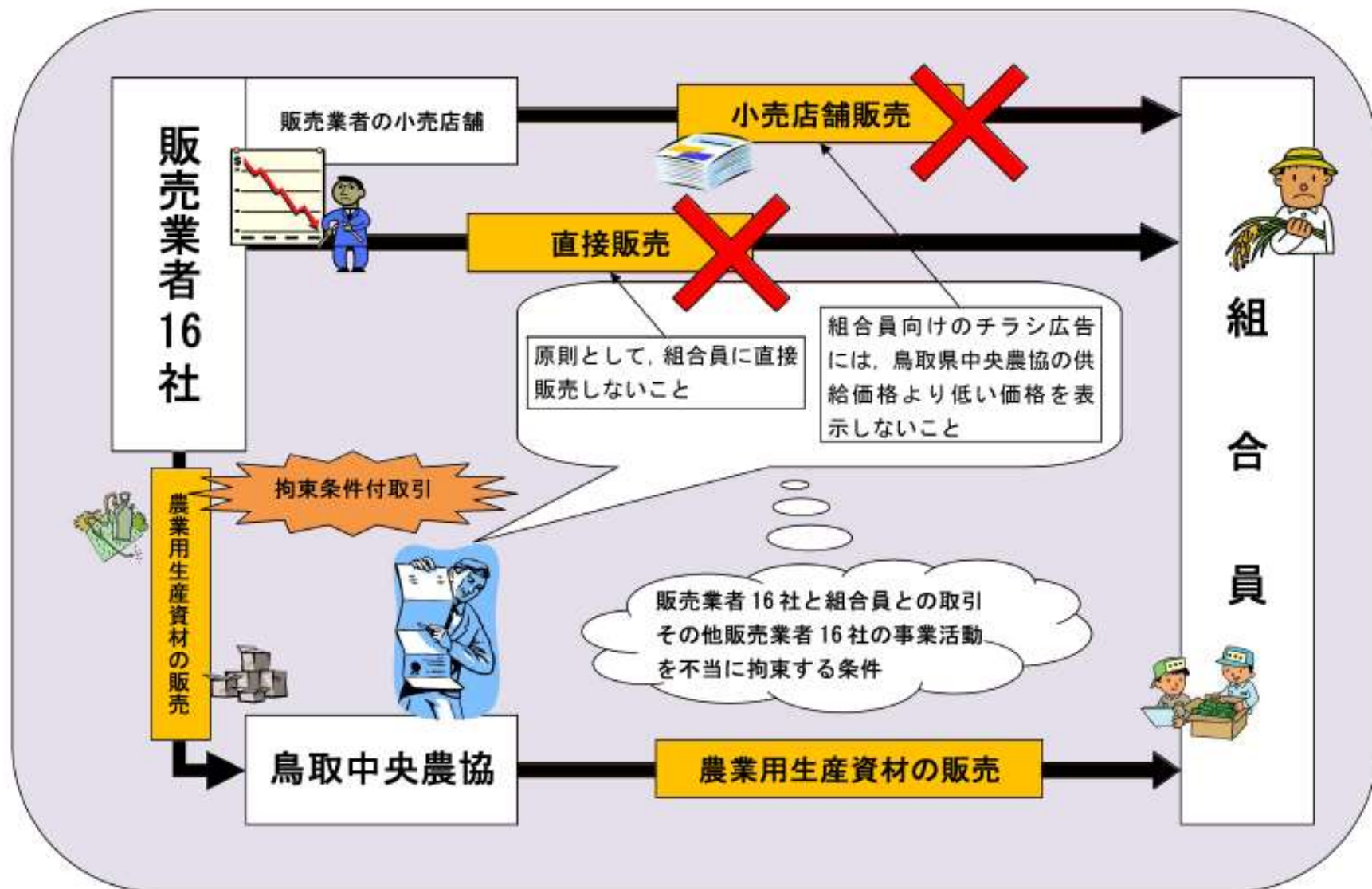
～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法の第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

鳥取中央農業協同組合（以下「鳥取中央農協」という。）は、農薬、肥料、各種ビニール等の農業用生産資材を販売業者16社（以下「16社」という。）から購入するに当たり、

- 1 16社が農業用生産資材を鳥取中央農協の組合員（以下「組合員」という。）に直接販売しないようにさせ、また
- 2 16社が組合員に配布する農業用生産資材のチラシ広告等に自己の供給価格より低い価格を表示しないようにさせている事実が認められた。



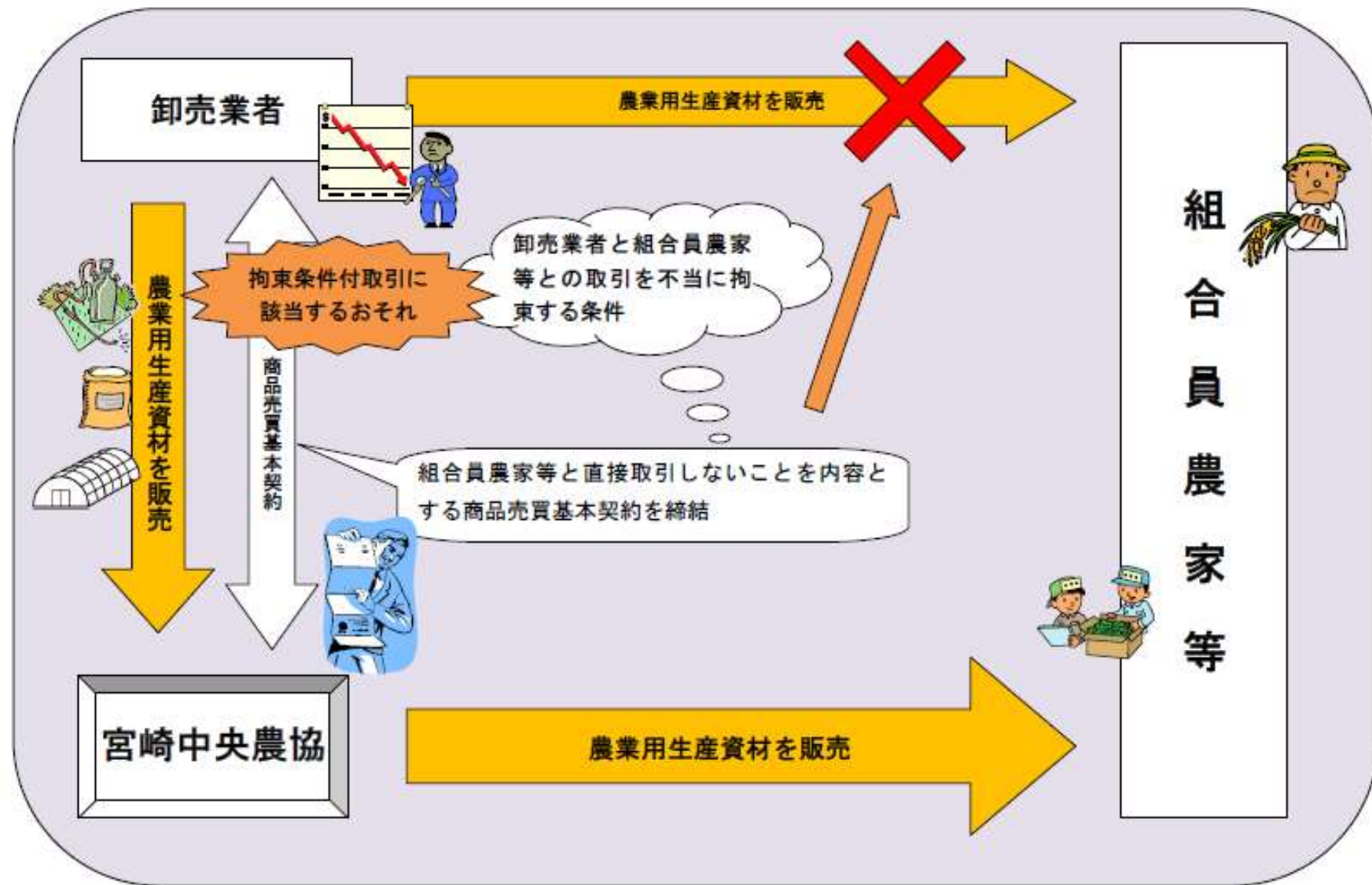
宮崎中央農業協同組合に対する件（平成11年2月12日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法の第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

宮崎中央農協は、肥料、飼料、農薬のほか、種苗、施設ハウス、ビニールなどの農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり、当該取引先卸売業者との間で組合員農家等と直接取引しないことを内容とする商品売買基本契約を締結し、当該取引先卸売業者と組合員農家等との取引を不当に拘束する条件を付けて当該取引先卸売業者と取引している疑いがある行為が認められた。



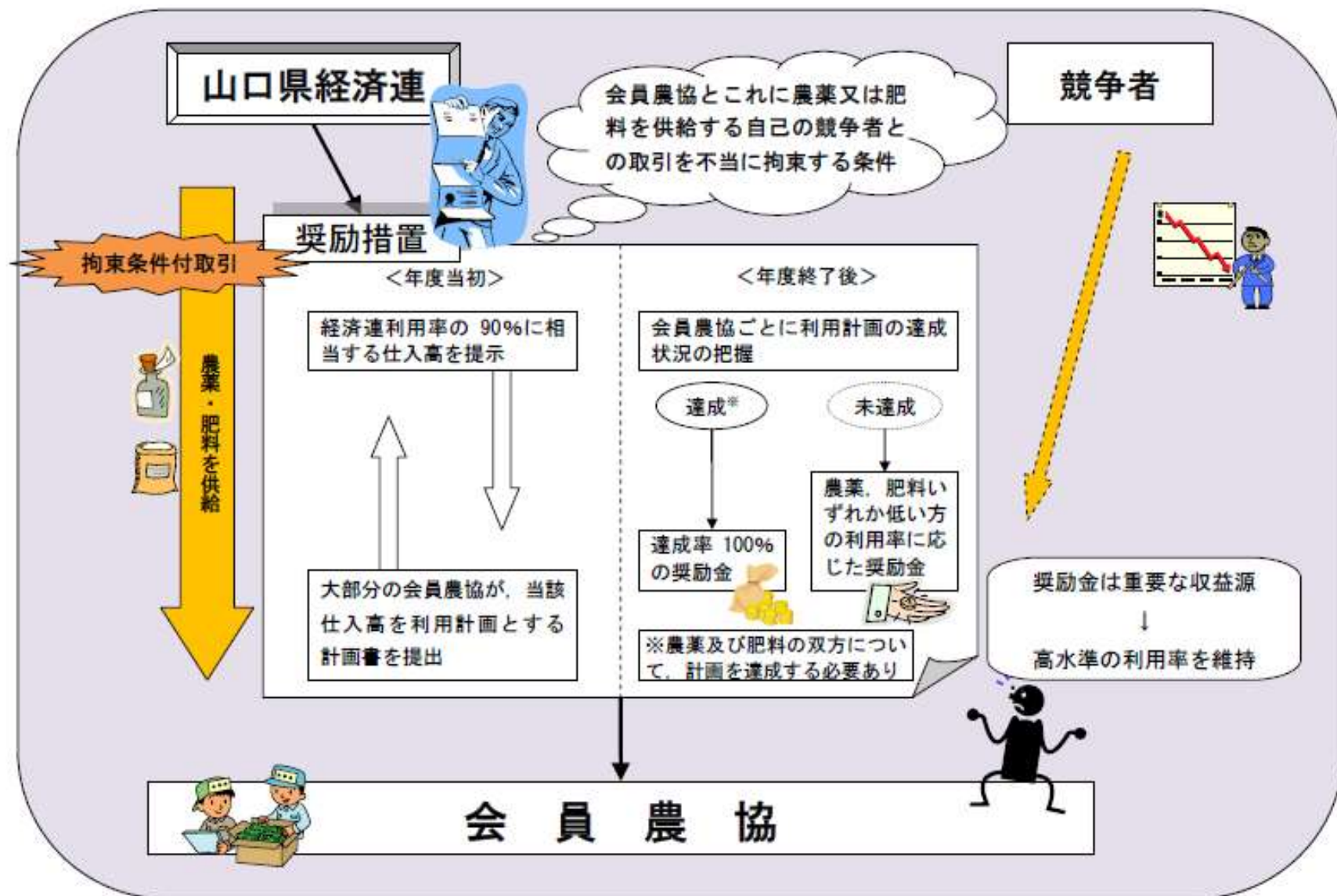
山口県経済農業協同組合連合会に対する件（平成9年8月6日 勧告審決）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法の第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反～

本編 22,31～34,38,40,41,47,53,54,64,65 頁

<概要>

山口県経済農業協同組合連合会（以下「山口県経済連」という。）は、会員農業協同組合（以下「会員農協」という。）に農薬及び肥料を供給するに当たり、「系統肥料農薬事業機能強化対策要領」に基づいて、会員農協の農薬及び肥料のそれぞれの仕入高全体に占める自己からの仕入高の比率（以下「経済連利用率」という。）等を基準に会員農協に対し奨励金を支給する奨励措置を講じていた。



農業協同組合連合会12名に対する件（平成6年3月3日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法の第13項〔拘束条件付取引〕又は第14項〔優越的地位の濫用〕に該当）に違反するおそれ～

本編 22,23,31～34,38,40,41,45,47,53,54,55,62,64,65 頁

<概要>

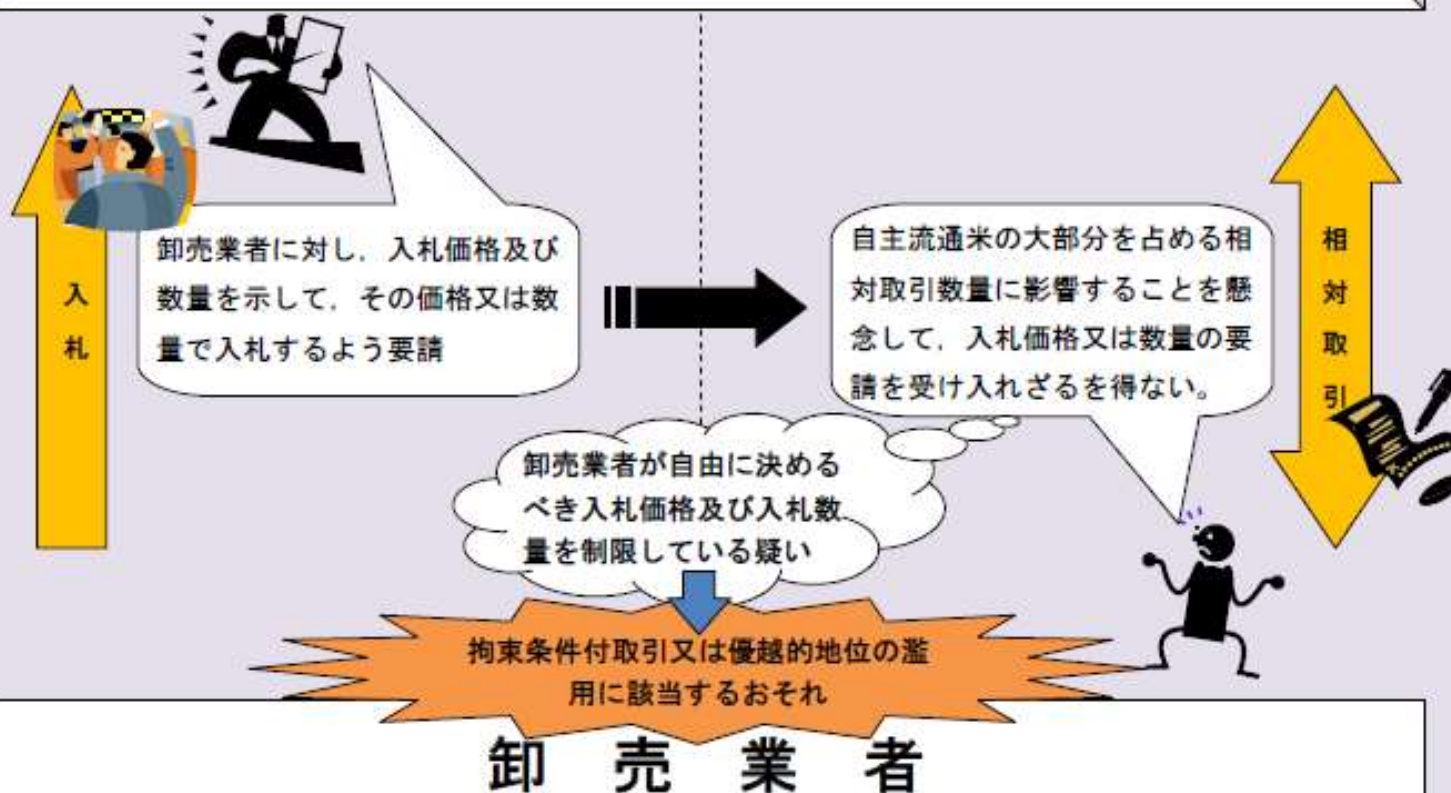
自主流通米の入札取引(※)に当たって、売手としてだけではなく、買手としても入札に参加していた12の農業協同組合連合会は、それぞれ、買手である卸売業者に対し、その入札価格及び入札数量を示して、この価格又は数量で入札するよう要請し、要請を受けた卸売業者は、おおむね、自主流通米の大部分を占める相対取引数量に影響することを懸念して受け入れざるを得ないようにされていた疑いが認められた。

※ ここでいう入札取引とは、旧食糧管理法の下で、二次集荷業者・指定法人と卸売業者の間で行われていた入札取引を指す。

入札取引(自主流通米の 20%)

相対取引(自主流通米の 80%)

12 の農業協同組合連合会



全国農業協同組合連合会に対する件（平成2年2月20日 勧告審決）

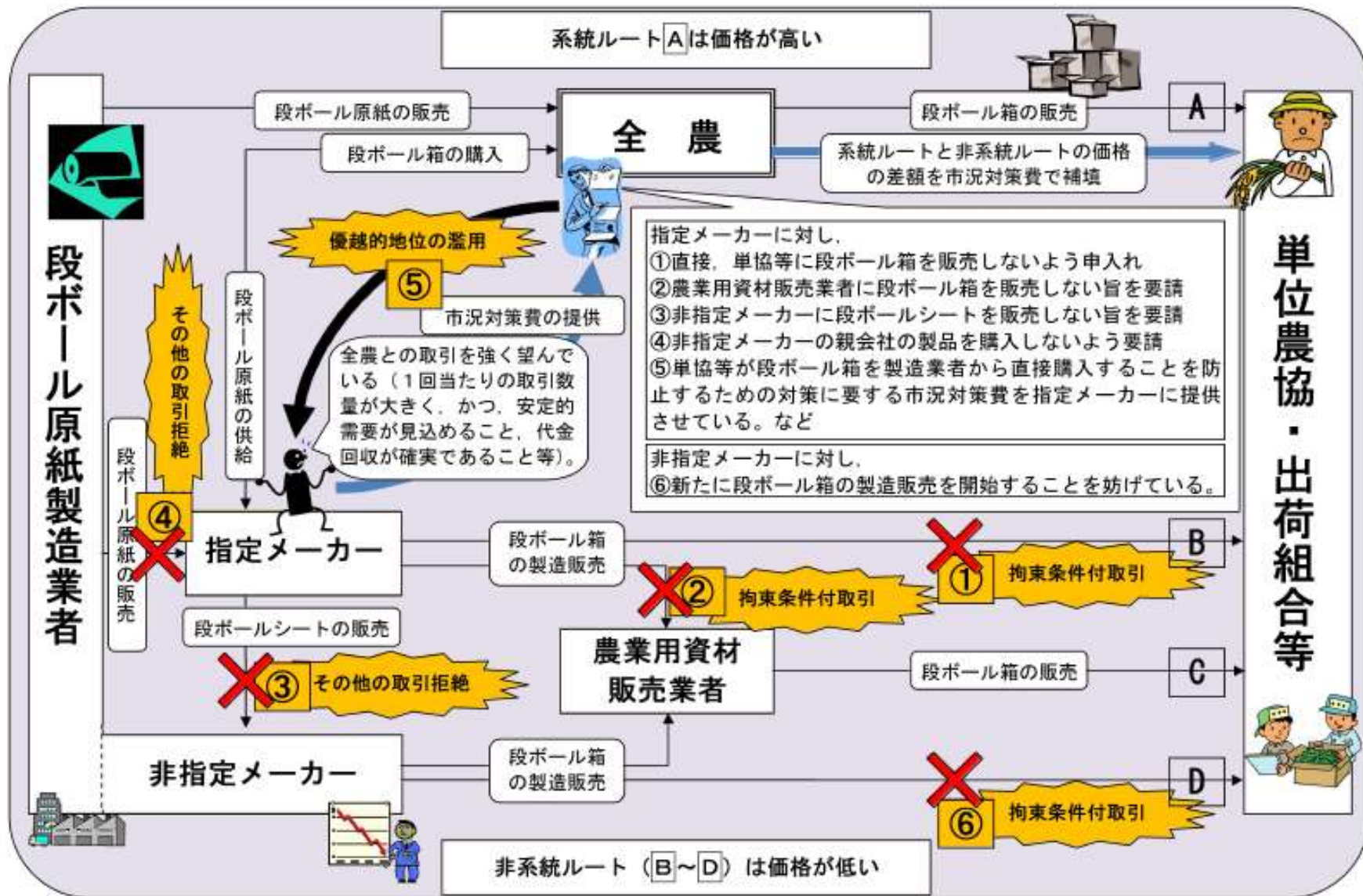
～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法の第2項〔その他の取引拒絶〕，第13項〔拘束条件付取引〕，第14項〔優越的地位の濫用〕に該当）に違反～

本編 15,22,23,31～34,38,40,41,45,47,53,54,55,62,64,65 頁

<概要>

全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）は，都道府県経済農業協同組合連合会を通じて農業協同組合（以下「単位農協」という。），出荷組合等に青果物用段ボール箱を供給しているところ，自己の供給数量の増大を図るため，東日本において，段ボール箱の製造業者又は販売業者が全農経由のものより低い価格で，直接，単位農協，出荷組合等に販売することを防止する方策として，次の措置等を講じている。

- 1 契約先段ボール箱製造業者（以下「指定メーカー」という。）に対し，青果物用段ボール箱を単位農協，出荷組合等又は農業用資材販売業者に直接販売しないようにさせている（①，②）。
- 2 一部の指定メーカーに対して，指定メーカー以外の者（以下「非指定メーカー」という。）に青果物用段ボール箱向け段ボールシートを販売しないようにする旨等を申し入れ，その遵守を確認させた（③）。
- 3 非指定メーカーが新たに青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げている（④，⑥）。
- 4 全農経由で青果物用段ボール箱を購入している単位農協が全農経由のものより低い価格で段ボール箱製造業者等から直接購入することを防止するための対策に要する金員（「市況対策費」と称する。）を指定メーカーに提供させている（⑤）。



福井県経済農業協同組合連合会に対する件（平成27年1月16日 排除措置命令）

～独占禁止法第3条（私的独占の禁止）に違反～

<概要>

福井県経済農業協同組合連合会（以下「福井県経済連」という。）は、平成23年9月頃以降、特定共乾施設工事（※1）について、施主代行者（※2）として、工事の円滑な施工、管理料の確実な収受等を図るため、次の1ないし3の方法等により、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、入札参加者の事業活動を支配していた。

- 1 当該施設の既設業者（※3）を受注予定者と決定する。
- 2 受注予定者に対し、「ネット価格」と称する受注希望価格を確認し、当該価格を踏まえて、受注予定者の入札すべき価格を決定し、受注予定者に当該価格で入札するように指示する。
- 3 受注予定者の入札すべき価格を踏まえて、他の入札参加者の1回目及び2回目の入札すべき価格を決定し、他の入札参加者に当該価格で入札するように指示する。

※1 「特定共乾施設工事」とは、福井県に所在する農業協同組合が施主として、同県が実施する「おいしい福井米生産体制整備事業」（平成24年3月31日以前にあっては「おいしい福井米づくり事業」）と称する補助事業により発注した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造請負工事等（当該工事と同時に発注された前記補助事業によらない製造請負工事及び建設工事を含む。）をいう。

なお、福井県に所在する農業協同組合は、全て福井県経済連の会員である。

※2 「施主代行者」とは、施主代行業務を提供する者をいう。

※3 「既設業者」とは、福井県内において現在稼働している穀物の乾燥・調製・貯蔵施設のそれぞれにおいて、当該施設の建設等又は保守点検等の実績を有する者をいう。

＜JA福井市に対する申入れ＞

福井市農業協同組合（以下「JA福井市」という。）は、自らが施主となり、福井県が実施する「おいしい福井米生産体制整備事業」と称する補助事業等により発注した特定共乾施設工事のうち11件の工事について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに当該11件に係る施設の既設業者に発注し、福井県経済連からの協力を得て、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた事実が認められた。

当該事実は、競争入札の制度の趣旨に反するものであり、公正かつ自由な競争を妨げるものであることから、公正取引委員会は、JA福井市に対し、今後、同様の行為を再び行わないよう、工事発注等に係る適正な入札の実施を徹底することを申し入れた。

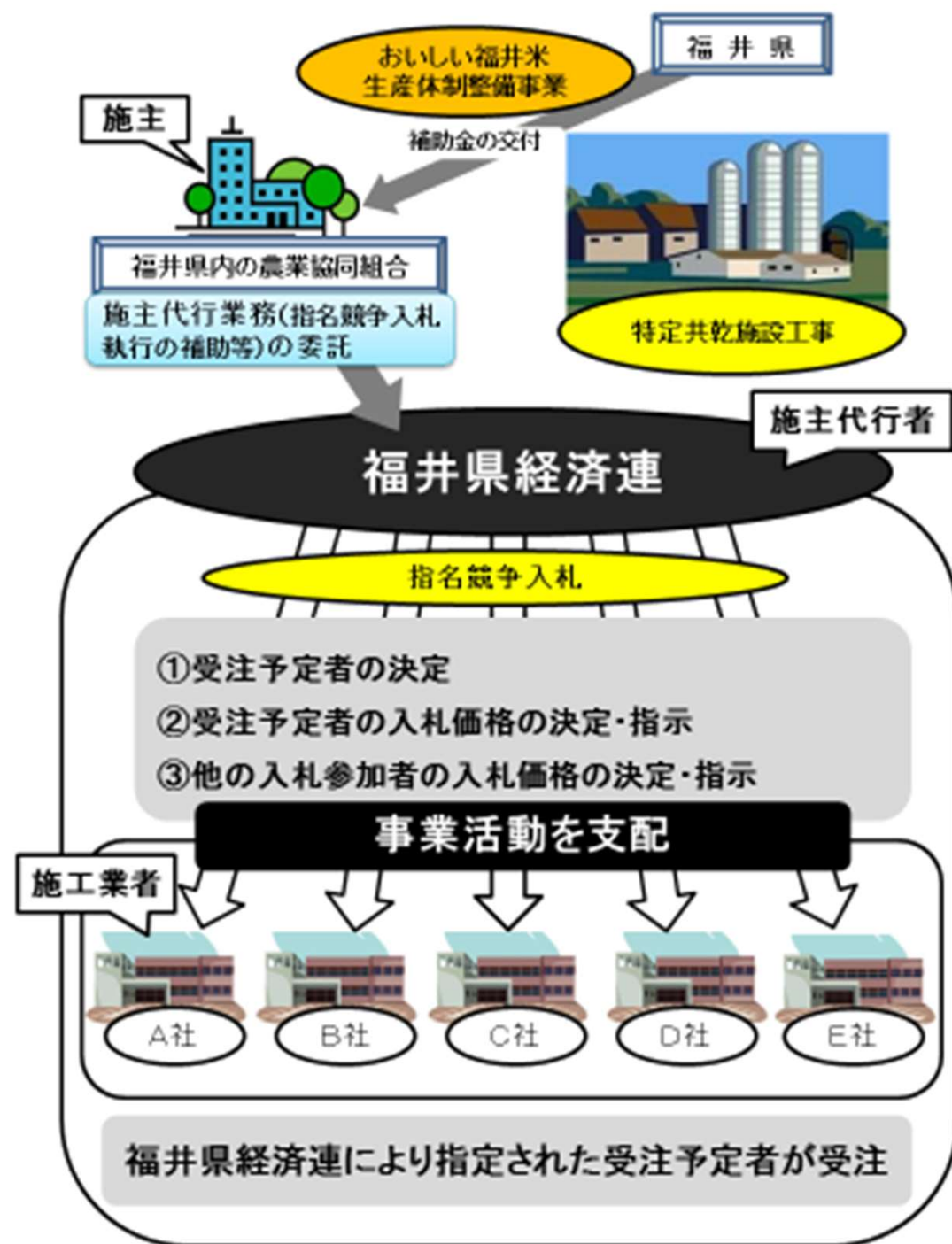
＜福井県経済連に対する申入れ＞

本件審査の過程において、次の事実が認められた。

- 1 福井県に所在する農協は、同県が実施する「おいしい福井米づくり事業」と称する補助事業により発注した食味分析計(※)の調達に係る全ての入札について、原則として、指名競争入札の方法により契約を行わなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済連に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていた。
- 2 福井県経済連は、前記1について、一部の入札参加予定者に対し、入札書に記載すべき価格等を指示して、入札関係書類を提出させるなど、適正な入札を実施したかのように体裁を整える行為に関与していた。

これらの事実は、競争入札の制度の趣旨に反するものであり、公正かつ自由な競争を妨げるものであることから、公正取引委員会は、福井県経済連に対し、今後、前記2と同様の行為を再び行わないよう申し入れた。

※ 「食味分析計」とは、米の主成分である蛋白質、水分、アミロース等の成分の含有率を測定する機器をいう。



山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件（平成26年9月11日警告）

～独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するおそれ～

<概要>

山形県の庄内地区（※1）に所在する庄内たがわ農業協同組合，庄内みどり農業協同組合，鶴岡市農業協同組合，余目町農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合（以下「5農協」という。）は，山形県の庄内地区において生産される主食用うるち米（以下「特定主食用米」という。）の販売手数料（※2）について，平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部（以下「全農山形」という。）庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において，特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに，その算定方式及び金額については，営農担当部長級の者の間で検討することとし，それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において，特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとした事実が認められた。

※1 山形県の庄内地区とは，山形県鶴岡市，酒田市，東田川郡三川町，庄内町及び飽海郡遊佐町の区域をいう。

※2 販売手数料とは，農業協同組合が，特定主食用米の受託販売事業において，委託者から収受する手数料をいう。

＜山形県農業協同組合中央会に対する注意・要請＞

山形県農業協同組合中央会（以下「山形中央会」という。）は、特定主食用米の販売手数料について、米の価格が下落傾向にある中、定率の販売手数料では販売手数料の収益が減少し、農業協同組合の活動への影響が懸念されることから、農業協同組合の経営安定を図るため、平成22年12月までに、算定方式及び具体的な金額を示して定額への見直しを検討するよう求めた事実が認められた。前記の5農協の行為は、山形中央会の上記求めを受けて行ったものであった。

中央会の事業（※3）については、原則として独占禁止法第8条第1号及び第4号は適用されないが、山形中央会の上記行為は、独占禁止法の適用除外に該当しないおそれがあり、独占禁止法に違反する行為につながるおそれがあることから、公正取引委員会は、山形中央会に対し、今後、山形中央会が独占禁止法違反行為となるような行為を行うことのないよう注意した。

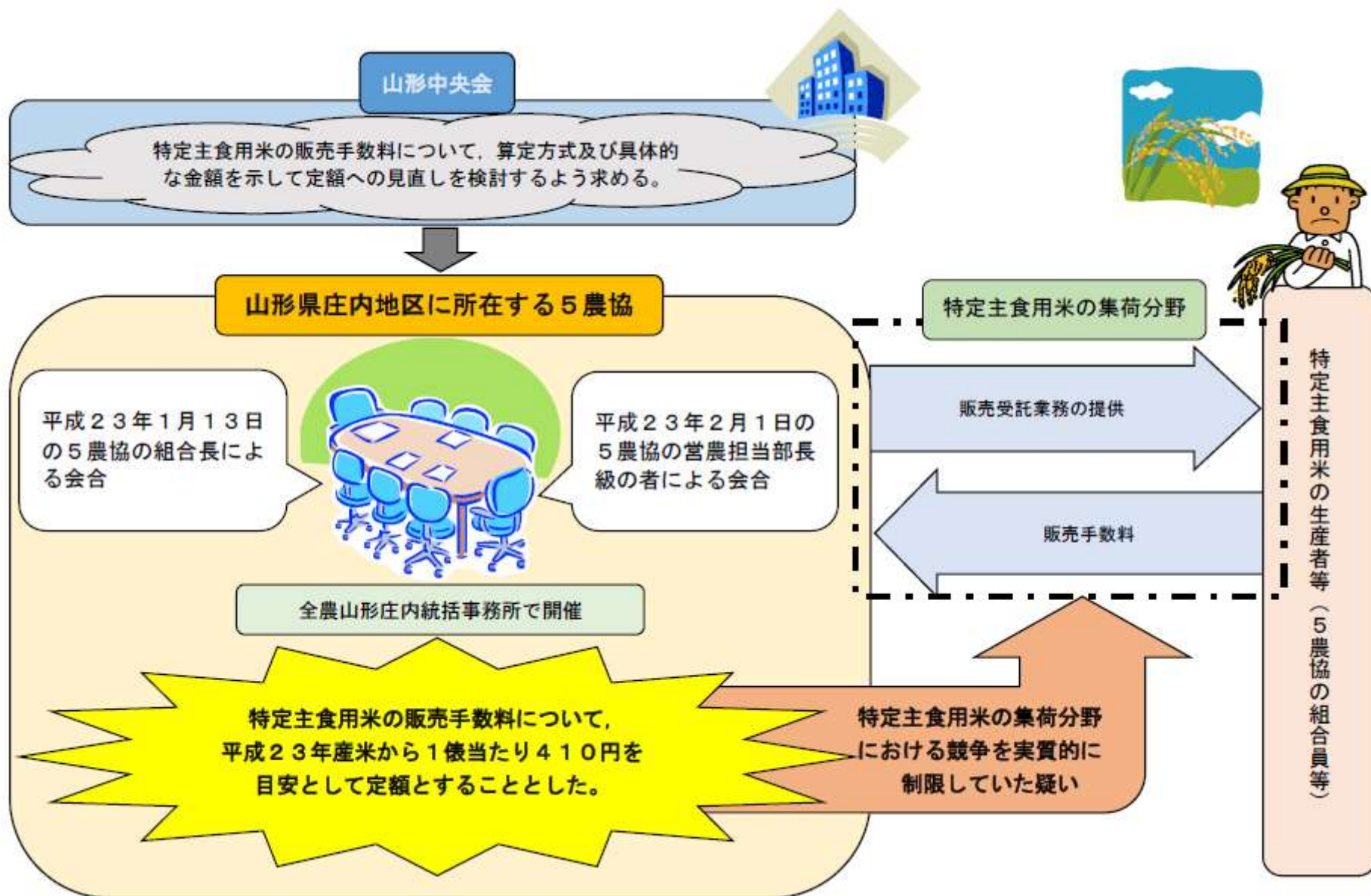
あわせて、今後、山形中央会の会員による独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。

※3 中央会の事業とは、農業協同組合法第73条の22第1項各号及び第73条の23第1項で規定する事業をいう。

＜全農山形に対する要請＞

5農協の組合長による会合は、山形県酒田市所在の全農山形庄内統括事務所で開催され、また、同会合に全農山形の庄内統括事務所の職員が出席し、会合のための資料の準備、日程の調整等を行っていた事実が認められた。

全農山形の上記行為は、前記の5農協による独占禁止法に違反するおそれのある行為を容易にするものであることから、公正取引委員会は、全農山形に対し、職員に対する研修等、独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。



株式会社百十四銀行ほか5社に対する件（平成16年7月27日勧告審決）

～独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反～

<概要>

株式会社百十四銀行，株式会社香川銀行，高松信用金庫，観音寺信用金庫の4名並びに香川県信用農業協同組合連合会及び香川県農業協同組合の2名（以下「金融機関6名」という。）は，共同して，それまで原則として徴収していなかった学費システム（※）による給食費，教材費，PTA会費等の学校諸費の口座振替に係る手数料（以下「学費システムに係る口座振替手数料」という。）を，幼稚園，小学校，中学校等（以下「学校等」という。）から徴収することとし，学費システムに係る口座振替手数料を決定していた。

※ 学費システムとは，学校等が百十四銀行，香川銀行，高松信金，観音寺信金及び香川県農協のいずれか1名に預貯金口座を開設し，当該金融機関との間で特別の口座振替契約を締結することにより，当該口座振替契約を締結した当該金融機関が，自ら引き落とした学校諸費とともに，口座振替に係る委託契約に基づき生徒等の保護者が他の4名のいずれかに開設している預貯金口座から引き落とされた学校諸費を，学校等の預貯金口座に入金する方法のことである。

香川県農協は，電子計算機を用いた他の金融機関との間の資金決済等に関する事務を自ら行うことができないため，これらの事務については香川県信連に委託する一方，口座の開設や顧客との契約等の業務については主として香川県農協において行っているなど，香川県農協及び香川県信連は，それぞれの事務を相互に補完しながら事業を行っている。

学費システムの説明

丁信金に学費口座を持つC幼稚園の場合



違反行為の説明

原則として学費システムに係る口座振替手数料を学校等から徴収しておらず、学費システムによる学校諸費の口座振替に要する費用を金融機関自らが負担していた。

収益状況の悪化により、手数料収入の増加を図る必要が生じていた。

金融機関6名は共同して

百十四銀行

香川銀行

観音寺信金

学費システムに係る口座振替手数料について、口座振替1件当たり105円（高松信金にあっては1件当たり89円）を学校から徴収することについて合意

高松信金

香川県農協

香川県信連

公共の利益に反して、学費システムによる学校諸費の口座振替に係る役務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

独占禁止法2条6項 不当な取引制限*に該当

※ 不当な取引制限に該当する行為には、「カルテル」があります。「カルテル」は、事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決める行為です。

その他農協が関与した事例

～JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件～

<平成22年7月14日 警告>

(独占禁止法第8条第4号※に違反するおそれ)

<概要>

花卉組合は、平成15年1月頃以降、花卉組合の組合員が生産する花きについて、その全てを新函館農協に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、その全てを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。

※○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)(昭和二十二年法律第五十四号)

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

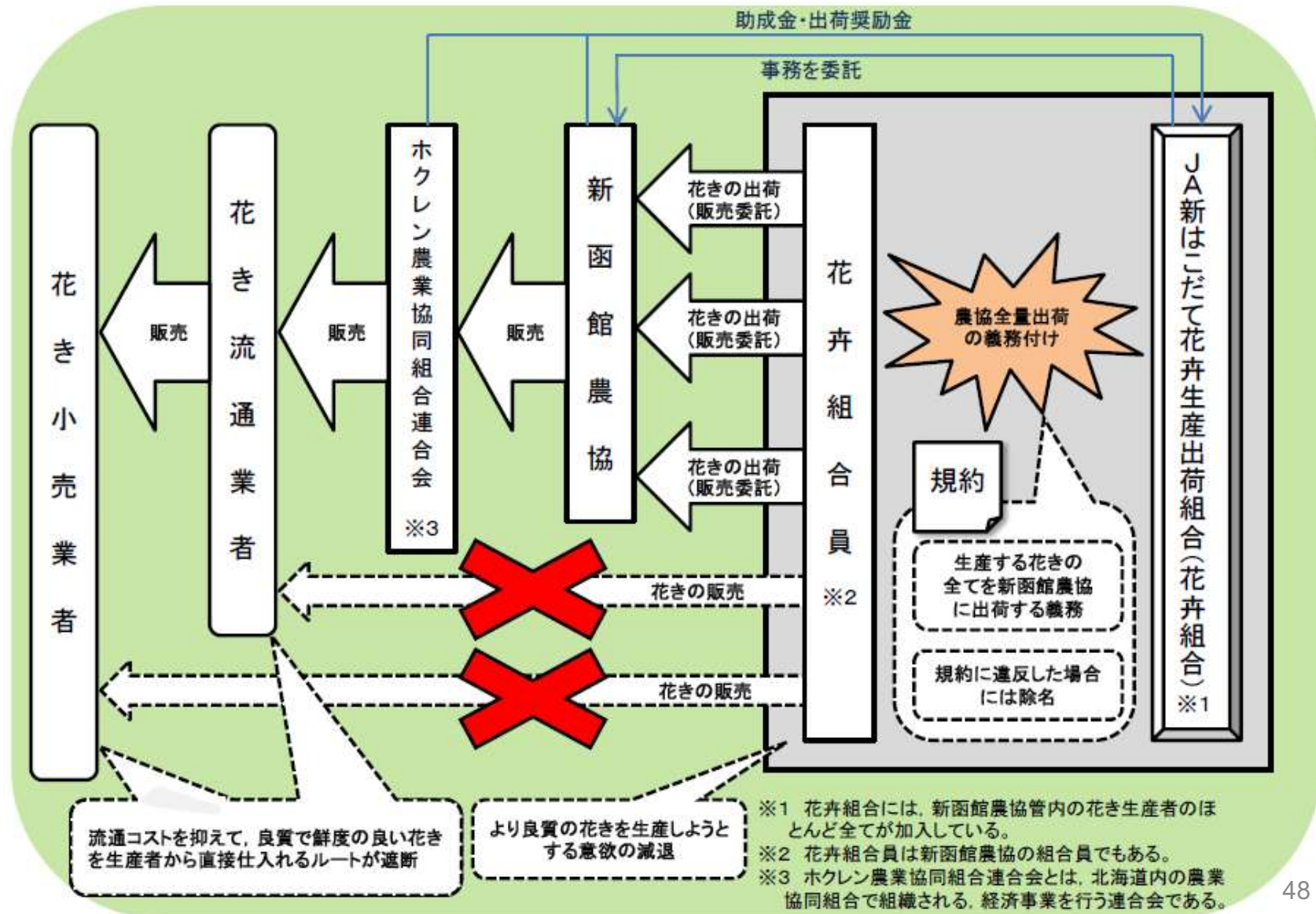
四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。

<新函館農協に対する要請>

新函館農協は花卉組合の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、前記規約の制定等に係る事務に携わるとともに、前記の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に出席していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、前記と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し独占禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。

最近の事例

～JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件～



優越的地位の濫用事件

日本トイザラス株式会社に対する件

(平成23年12月13日排除措置命令・課徴金納付命令, 平成27年6月4日審決)

～独占禁止法第19条(同法第2条第9項第5号〔優越的地位の濫用〕※に該当)に違反～

本編 23,45,55,62頁

<概要>

日本トイザラス株式会社は、取引上の地位が自社に対して劣っていた特定の納入業者(以下「特定納入業者」という。)に対して、次の行為を行っていた。

- 1 売上不振商品等(売行きが悪く在庫となった商品, 販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品等をいう。以下同じ。)を納入した特定納入業者に対し, 当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず, 当該売上不振商品等を返品していた。
- 2 自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し, 当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず, 当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を, 当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

※ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)の施行日である平成22年1月1日前においては, 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法の第14項(優越的地位の濫用)に該当。

